

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院委員会付託	議員会議本決議	衆議院委員会付託	議員会議本決議	備考
8	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）	議院運営委員長元、六一六 （元、六一六）	元、六一六 （元、六一六）	元、六一九 （元、六一九）	可決元、六一九 （可決元、六一九）	議員会議本決議 （議員会議本決議）	付託議員会議本決議 （付託議員会議本決議）	衆議院議員会議本決議 （衆議院議員会議本決議）	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

議会雑費の日額の最高限度額を、本年四月より六千円（現行四千五百円）に改定する。

本法律案は、本年四月より、各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長が受ける議会雑費の日額の最高限度額を、現行の四千五百円から六千円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

委員長報告

ただいま議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。